

## 第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

向島地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

### 1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

#### (1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある人などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ 障害のある人もない人も、誰もが利用しやすい、安全で快適な施設整備を推進します。

#### (2) バリアフリー化推進に係る基本方針

##### ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある人などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

##### イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある人は、高齢者や身体に障害のある人の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある人、肢体障害のある人、視覚障害のある人、聴覚・平衡障害のある人、音声・言語障害のある人、内部障害のある人など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある人の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

##### ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある人をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

##### エ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、行政機関、事業者、市民などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。

## 2 向島地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

向島地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、向島地区の特性及びまちづくりの方向性を踏まえ、向島地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 基本理念

**安全・安心・快適で多世代がふれあうまち・向島**

関係者が互いに連携し、地域拠点としての要である向島駅や向島駅前広場、そして、駅周辺の道路などにおけるバリアフリーの歩行環境整備を重点的・一体的に進めるとともに、高齢者や身体に障害のある人などに積極的に手助けをする「心のバリアフリー」を推進し、安全・安心・快適で多世代がふれあうまち・向島を目指します。

### (2) 基本方針

**ア 段差解消を優先しつつ、誰もが利用しやすい交通施設を目指した向島駅のバリアフリー化の推進**

長年の課題である近鉄向島駅へのエレベーターの設置をはじめとする段差解消を優先しつつ、高齢者や身体に障害のある人などの移動制約者の特性に十分配慮し、エスカレーター上端・下端部への警告ブロックの敷設や多機能トイレへの改善など、誰もが利用しやすい交通施設を目指し、向島駅における様々な設備のバリアフリー化を推進します。

**イ 乗換の利便性の向上を図るための向島駅及び駅前広場などのバリアフリー化の推進**

鉄道からバスへの乗換の利便性の向上を図るため、向島駅や向島駅前広場などにおける安全で快適な歩行者動線確保するとともに、適切な誘導案内設備の整備を推進します。

また、車両の乗降時の円滑化を図るため、低床バスの導入の検討や鉄道・バス乗降場のバリアフリー化を推進します。

**ウ 向島駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進**

向島駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、特に、向島駅と多くの高齢者や身体に障害のある人などが利用する施設とを結ぶ経路について、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

**エ 向島駅周辺の居住区域を含めた道路などの一体的なバリアフリー化の推進**

向島駅周辺に居住する市民にとっても駅を利用しやすい道路環境を整備するため、また、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、(2)ウの主要な経路の整備に併せて、それ以外の道路などについても、できる限り一体的にバリアフリー化を推進します。

#### オ 一体的なバリアフリー化事業の推進体制の整備

向島地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

#### カ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進します。